

〔平 16.10.12〕
〔基礎小 22-4〕

資 料

（環境税関係）

目

次

・ 環境問題に対する税制の対応	1
・ 地球温暖化問題の経緯	2
・ 京都議定書の発効要件	3
・ 温室効果ガス削減目標 6 % の枠組み	4
・ 我が国の温室効果ガス排出量の推移	5
・ 地球温暖化対策推進大綱におけるステップ・バイ・ステップのアプローチ（イメージ）	6
・ 地球温暖化対策推進大綱（抄）	7
・ 少子・高齢社会における税制のあり方（抄）	8
・ 地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ（抄）	9
・ 温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ（抄）	10
・ 産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 中間とりまとめ －今後の地球温暖化対策について－（抄）	11
・ 地球温暖化対策について税制面での対応を検討する場合の留意点	12
・ 地球温暖化対策推進大綱関連予算の主な例	13
・ エネルギー関係諸税の概要（平成16年度予算・地方財政計画額）	14
・ ヨーロッパ諸国における地球温暖化問題に対する税制面での措置の概要	15

環境問題に対する税制の対応

キ・ワ外8：環境負荷の増大、多様化（H16年6月「わが国経済社会の構造変化の「実像」について」）

産業型公害に加え、オゾン層破壊、酸性雨、地球温暖化等様々な環境問題の顕在化

「環境」と「経済」の両立の必要性

税制面での対応について幅広い検討の必要性

予想される影響等から最も重要な環境問題の一つ

京都議定書（温室効果ガス6%削減）

温室効果ガス6%削減のため、規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法の活用に加えて、税制を活用することの必要性について幅広く検討。

地球温暖化問題の経緯

- 平成4(1992)年5月 気候変動枠組条約採択 (平成 6(1994)年3月発効) (注)日本は平成 5(1993)年5月に締結
- 平成9(1997)年 12 月 気候変動枠組条約 第3回締約国会議(COP3、いわゆる「京都会議」)
 - ・ 各国ごとに CO2 等の温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書を採択
 - ・ 削減目標 (平成 2(1990)年を基準年・平成 20～24(2008～2012)年の 5 年間に達成) 日本 6%、米国 7%、EU 8%
(注1) 日本は、平成 14(2002)年度の温室効果ガス排出量が平成 2(1990)年度を約 7.6%上回っている。
(注2) 日本は平成 14(2002)年 6 月に締結
- 平成 14(2002)年3月 地球温暖化対策推進大綱 (地球温暖化対策推進本部決定)
 - ・ 京都議定書の 6%削減約束を履行するための具体的裏付けのある対策を提示
「税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、(中略) 様々な場で引き続き総合的に検討」
- 平成 15(2003)年8月 中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会「温暖化対策税制の具体的な制度の案」公表
 - ・ 炭素 1 トン当たり 3,400 円 (ガソリン 1 リットル当たり約 2 円) の課税 (税收規模は 9,500 億円程度)
- 平成 16(2004)年8月 中央環境審議会「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ」公表
 - ・ 「経済的手法の追加に当たっては、(中略) 温暖化対策税制が有力な手段であると考えられる」
- 平成 16(2004)年8月 中央環境審議会施策総合企画小委員会「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ」公表
 - ・ これまでの議論を中間的に整理し、今後の検討課題を提示
温暖化対策全体の中での税の位置付け、課税対象などの具体的内容については、「引き続き、できる限りの方向付けを行うために議論を深める必要がある」
- 平成 16(2004)年8月 産業構造審議会環境部会地球環境小委員会中間とりまとめ「今後の地球温暖化対策について」公表
 - ・ 「環境税の取扱いに関しては、(中略) 他の手法との比較や国際的な動向、(中略) などを十分考慮しつつ、総合的かつ慎重に検討することが重要」
- 平成 16(2004)年9月 ロシア政府が京都議定書を批准する旨の政府決定(京都議定書は、ロシアの批准後 90 日後に発効)

京都議定書の発効要件

<先進国の締結状況>

京都議定書は次の両方の条件を満たして、90日後に発効。

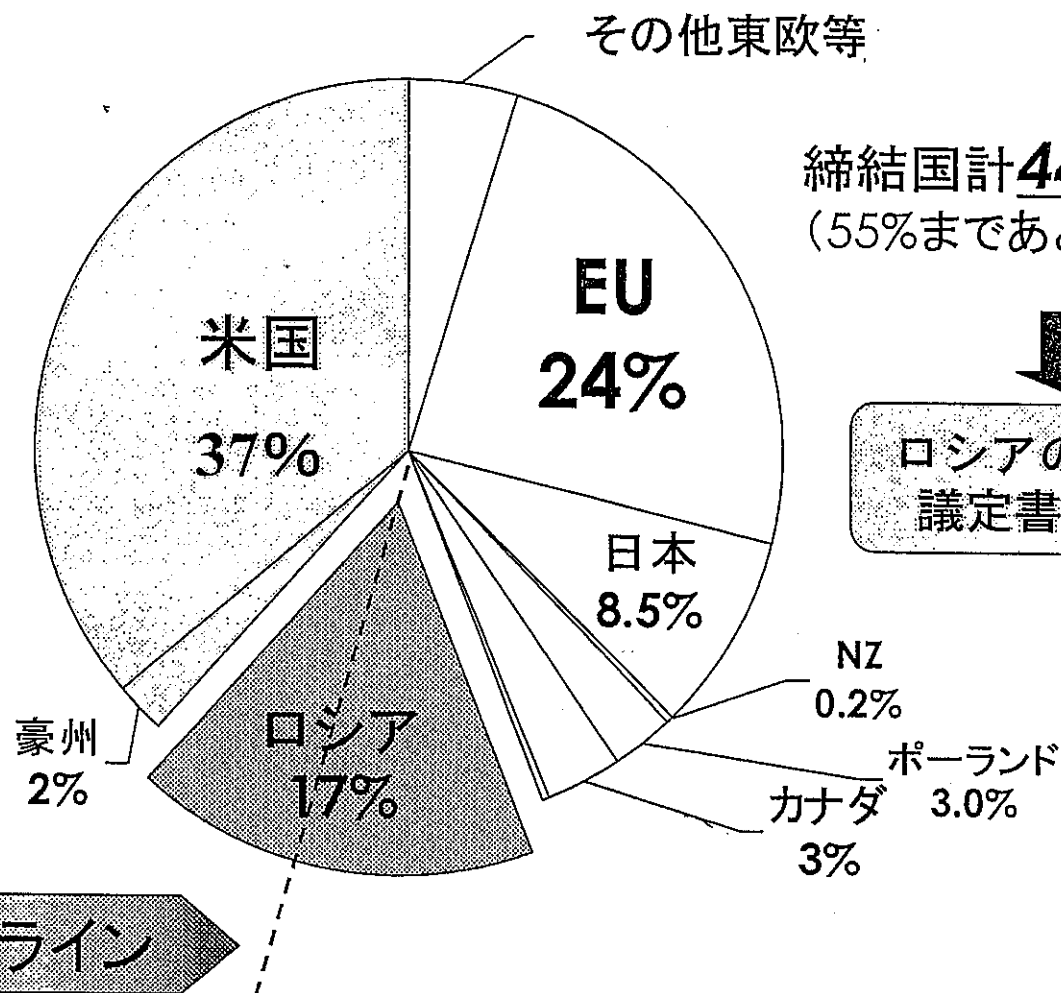
①55ヶ国以上の国が締結

→現在125ヶ国と、EUが締結

②締結した先進国の二酸化炭素の排出量が先進国全体の排出量の55%以上

→現在44.2%。

未締結国、米国、豪州、ロシア



温室効果ガス削減目標6%の枠組み

「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月 地球温暖化対策推進本部決定）における分野別削減目標は以下のとおり。

（単位：100万tCO₂換算）

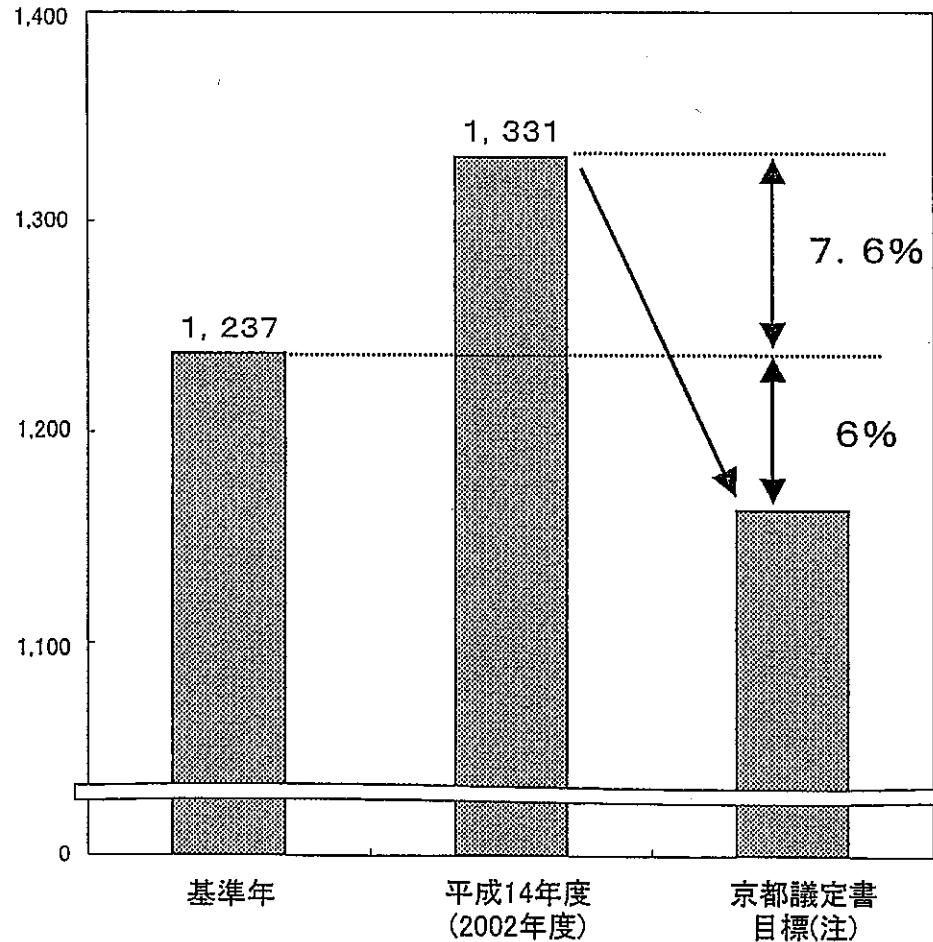
分 野 別	基準年(1990年※)		基準年排出量からの削減目標		
	分野別 排出量	総排出量①	総削減量	分野別②	削減割合 (②÷①)
① エネルギー起源二酸化炭素	1,048	1,237	▲74 (▲6%)	0	±0.0%
② 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化窒素	139			▲6	▲0.5%
③ 革新的技術開発、国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進	—			▲25	▲2.0%
④ 代替フロン等3ガス	50			+25	+2.0%
⑤ 森林経営による吸収量の確保	—			▲48	▲3.9%
⑥ その他（京都メカニズムの活用等）	—			▲20	▲1.6%

（注） 基準年の排出量は、日本政府が気候変動枠組条約事務局に報告しているインベントリ（排出目録）により算定。

（※） 代替フロン等3ガスの基準年は、1995年

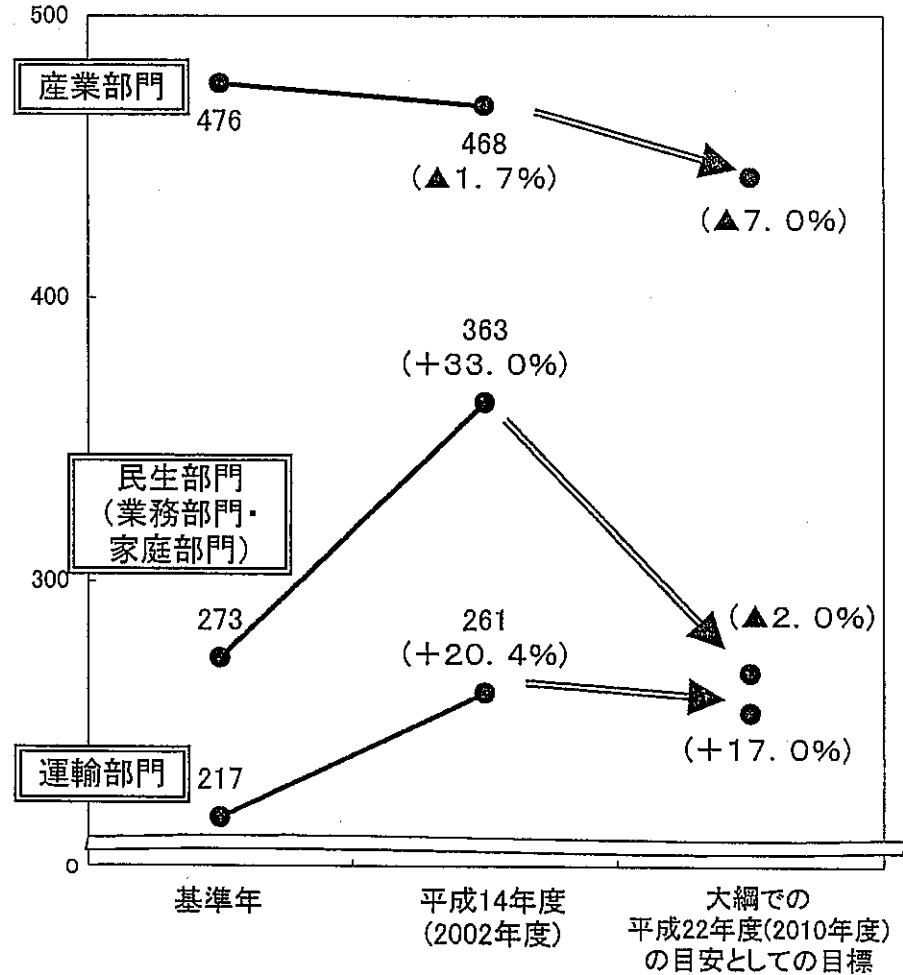
我が国の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス総排出量（百万トンCO2換算）



(注) 京都議定書の目標は、2008年から2012年の温室効果ガス総排出量を基準年(原則1990年)比6%削減すること。

左のうちエネルギー起源CO2排出量（部門別、百万トンCO2）



地球温暖化対策推進大綱におけるステップ・バイ・ステップのアプローチ(イメージ)

	平成 14 年 (2002 年)	平成 15 年 (2003 年)	平成 16 年 (2004 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 18 年 (2006 年)	平成 19 年 (2007 年)	平成 20 年～平成 24 年 (2008 年～2012 年)
ステップ	第1ステップから講じる施策			第2ステップから講じる施策			第3ステップから講じる施策 (第1約束期間)
具体的な 施策の例	○ 住宅・建物等の省エネ性能の向上 ○ 新たな省エネ技術の開発普及 ○ 新エネの導入支援 ○ 火力発電燃料の天然ガスへの転換支援 ○ 原子力推進の取組み ○ 廃棄物の減量化・リサイクル化 ○ 各家庭における取組みの推進 ○ 森林・林業対策の推進			第1ステップまでの対策・施策の評価・見直しに基づく対策・施策の実施			第2ステップまでの対策・施策の評価・見直しに基づく対策・施策の実施

(出典)地球温暖化対策推進大綱(平成 14 年3月)の 71～72 ページを簡略化して作成。

地球温暖化対策推進大綱（抄）

（地球温暖化対策推進本部、平成14年3月）

第4 6%削減約束達成に向けた地球温暖化対策の推進

9. その他

（3）ポリシーミックスの活用

効果的かつ効率的な温室効果ガスの排出削減のためには、自主的手法、規制的手法、経済的手法等、あらゆる政策手段の特徴を活かして、有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方がある。

費用対効果の高い削減を実現するため、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して、各主体の経済合理性に沿った行動を誘導するという、いわゆる経済的手法があるが、税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、環境保全上の効果、マクロ経済・産業競争力等国民経済に与える影響、諸外国における取組の現状等の論点について、地球環境保全上の効果が適切に確保されるよう国際的な連携に配慮しつつ、様々な場で引き続き総合的に検討する。

少子・高齢社会における税制のあり方（抄） （税制調査会、平成15年6月）

第三 その他の課題

三 環境問題への対応

1. 基本的考え方

京都議定書の発効に向けて、地球温暖化問題をはじめとした環境問題への関心が年々高まっている。当調査会においても、環境問題に対する総合的な取組みの一環として、税制面での対応について、幅広い観点から検討していく必要がある。特に、地球温暖化問題については、規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法の活用に加えて、税制を活用することの必要性について広く議論が求められる。

2. 税制面で対応を検討する場合の留意点

環境問題に対する税制面での対応の検討に際しては、いくつか検討すべき点がある。

まず、公的サービスの財源調達という租税の基本的な機能に照らして考えた場合、特定の政策目的に税制を活用することや政策目的が実現されるにつれて税収が逡減していくという性質について問題となる。また、そもそもこのような性質を有するものは「課徴金」ではないかという意見もあり、こうした基本的な点について、今後、十分な議論をしていく必要がある。

さらに、環境負荷の原因者に追加的な負担を求めることによって生じる税収を地球温暖化対策などの環境対策のために用いるべきか否かの問題がある。一般財源にするか、目的税又は特定財源にするかについては、当調査会が繰り返し指摘してきたとおり、税の基本的な考え方に沿って検討する必要がある。

いずれにせよ、いわゆる環境税の導入を検討する際には、国民に広く負担を求めることになるので、国民の理解と協力が得られることが不可欠である。今後、国・地方の環境施策全体の中での税制の具体的な位置付けを踏まえながら、国内外における議論の進展を注視しつつ、汚染者負担の原則（PPP）に立って、引き続き幅広い観点から検討する。

地球温暖化問題に対する税制面での対応を検討する場合には、揮発油税、石油石炭税など既存のエネルギー関係諸税等との関係についても検討すべきである。

地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ（抄）

平成 16 年 8 月 中央環境審議会

中央環境審議会では、2004 年 1 月から大綱の評価・見直しの本格的な審議を開始し、各部門ごとの対策・施策の進捗の評価の検討、関係省庁・関係団体からのヒアリング、各部門ごとの対策・施策の見直しの検討等、計 12 回に渡って精力的に審議を行ってきた。こうした審議を受け、中央環境審議会では、大綱の評価・見直しの基本的な方向性について中間的な取りまとめを行うこととした。

Ⅲ. 大綱の見直し

3. 各区分や部門にまたがる横断的対策・施策

（7）温暖化対策税制

- 中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会が昨年 8 月に温暖化対策税制の具体的な制度の案を公表した。その中では、炭素トン当たり 3000 円程度の低率の温暖化対策税を導入し、その税収を地球温暖化対策に用いる案が提案されている。
- 温暖化対策税制の効果としては、①化石燃料の価格上昇により節約や省エネ製品への代替、さらには技術開発を促す価格インセンティブ効果、②税により生じた税収を幅広い地球温暖化対策に活用することによる効果、③税導入によるアナウンスメント効果の 3 つの効果が指摘されている。
- 大綱に掲げられる対策のうち確実性の低い各種の対策を実現する手法として経済的手法が考えられる。
温暖化対策税制は、上記のほか、一般家庭や自動車利用までも含む温室効果ガスを排出する幅広い主体に対して公平に対策への関わりを求め得るものであり、規制等の手法に比べて社会全体としての削減費用が最小化されるという特長を有している。

経済的手法のうち、補助金や税制優遇措置によって各種の対策を実現するためには総体として巨額の費用がかかるものと考えられる。温暖化対策税制ではその税収をこれらの補助金や税制優遇措置に充てることが可能である。

このため、経済的手法の追加に当たっては、様々な課題の指摘もあるが、①～③の効果を併せ持つ温暖化対策税制が有力な手段であると考えられる。

- なお、温暖化対策税制については、我が国企業の国際競争力や技術開発のリソースを失うことになり、有効性について疑義があるとの意見が複数の委員からあった。温暖化対策税制については、その効果や使途の在り方、他の施策との比較や組み合わせ等について、更に議論を深めることが適当である。
- 温暖化対策税制及びこれに関連する施策に関しては、中央環境審議会総合政策部会と地球環境部会が合同で設置した施策総合企画小委員会で議論がなされているところであり、温暖化対策税制に関しては同小委員会において上記を踏まえた検討が行われることを期待する。

温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ（抄）

平成 16 年 8 月 中央環境審議会 総合政策・地球環境合同部会 施策総合企画小委員会

〔 本小委員会では、これまでの審議経過と地球環境部会の中間取りまとめを踏まえ、本小委員会で行われたこれまでの議論を中間的に整理し、「中間取りまとめ」とするものである。 〕

5. 今後の検討の進め方

○ 今後の検討に当たり、課題として残された主な事項は、以下のとおりである。

－ 各施策の利点を活かして、それぞれの施策の弱点を他の施策によって補うように有機的に組み合わせるというポリシーミックスの考え方を踏まえ、税を含む施策の組み合わせの具体案について検討を行うこと。

－ 温暖化対策税制については、

- ・ エネルギー集約型で輸出入の比率も高い業種等について、その影響等を調査し、その影響の軽減策について検討を行うこと
- ・ 課税段階・税率を適切に設定するための具体的な検討を進めること
- ・ 既存エネルギー関係諸税と温暖化対策税制との調整について検討すること
- ・ 温暖化対策に関連する予算の評価を踏まえつつ、税収の用途について、その具体像を提示していくこと

○ 本小委員会では、引き続き、以上の事項について、できる限りの方向付けを行うために議論を深める必要がある。その際には、産業界からの反対の意見があることを踏まえ、更なる意見交換が必要である。また、税制に関しては国民的議論が不可欠であることから、引き続き検討過程の透明性を確保するとともに、国民各界各層の参加を積極的に求めていくこととする。

○ 本小委員会としては、政府部内においても、温暖化対策税制（いわゆる「環境税」）について、この中間取りまとめの趣旨を十分に踏まえつつ、検討を進めることを求めるものである。

産業構造審議会環境部会地球環境小委員会 中間とりまとめ

－今後の地球温暖化対策について－（抄）

平成16年8月 産業構造審議会環境部会地球環境小委員会

本年、政府において地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しが行われることとなっている中、本委員会では、これまで行ってきた現行対策の評価、今後の地球温暖化対策の方向性等の検討内容を同大綱の評価・見直し作業に活かし、環境と経済の両立の大原則に沿った合理的で実効ある地球温暖化対策が実施されるよう、今般、中間的なとりまとめを行うものである。

4. 今後の国内温室効果ガスの排出抑制・削減のための対策の方向性

（４）政府の役割

3) 経済的手法について

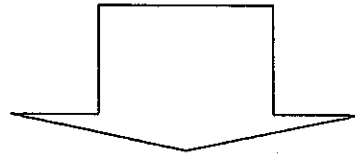
○ 化石燃料に課税することによりエネルギー起源CO₂の排出量の抑制・削減を企図する、いわゆる環境税については、価格弾力性を通じて各主体の温室効果ガス排出の抑制を図ることが重要であり、京都議定書の約束達成を図る観点から、環境税を手法の1つとして検討すべきとの指摘があった。他方、環境税は、エネルギー消費の増大が著しい民生・運輸部門の対策としての効果が不明確であること、米国や中国等と厳しい競争関係にある我が国産業に対して既存のエネルギー諸税に加えて新たに税負担が増大すれば、国際競争力に悪影響を及ぼすのみならず生産の海外移転を促進し地球規模の温暖化防止に逆行する恐れがあること、温暖化対策のための予算は既存の枠組みの中で十分に確保されておりその有効活用が先決であることなどから、その導入には反対であるとの指摘もなされた。経済的手法としての環境税の取扱いに関しては、こうした意見を十分踏まえるとともに、他の手法との比較や国際的な動向、これまでの地球温暖化対策の実績と評価などを十分考慮しつつ、総合的かつ慎重に検討することが重要である。

地球温暖化対策について税制面での対応を検討する場合の留意点

- 国・地方の環境施策全体の中での環境税の必要性・具体的な位置付けの明確化
- 京都議定書で定められた温室効果ガス6%削減のために必要な施策の検討
 - 規制的手法、自主的取組、税制以外の経済的手法との比較等幅広い観点からの検討



環境税導入は国民に広く負担を求めることになるので、国民の理解と協力が必要



税制面の対応については、以下のような点を踏まえる必要がある。

- 租税の目的（「価格インセンティブ効果による排出抑制」OR「環境施策のための財源確保」）
- 租税としての性質（「課徴金」ではなく何故環境税なのか）
- 税収の使途（「特定財源OR一般財源」、「具体的施策の内容」、「既存予算との関係」等）
- 課税対象（汚染者負担の原則）
- 既存エネルギー関係諸税との関係

地球温暖化対策推進大綱関連予算の主な例

対 策 分 野		16年度予算額 (単位：百万円)	
1. 6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進			
(1) エネルギー需要両面の対策を中心とした二酸化炭素に係る排出量削減 ＜エネルギー起源の二酸化炭素排出量削減対策（省エネ対策）の推進＞			
産業部門の需要面での対策		16,091	
例) 省エネ効果の高い事業の取組支援			13,800
民生部門の需要面での対策			
機器の効率改善対策		2,547	
例) ネットワークの低消費電力化			2,325
住宅・建築物の省エネルギー性能の向上		25,031	
例) 住宅・建築物への高効率機器の導入			13,704
エネルギー需要マネジメントの強化		582	
例) BEMS導入支援			490
運輸部門の需要面での対策			
自動車交通対策		9,938	
例) 低硫黄石油系燃料導入促進			5,100
政府による低公害車の導入			1,900
環境負荷の小さい交通体系の構築		124,376	
例) 新幹線鉄道整備費補助			68,600
地下高速鉄道整備費補助			37,700
ニュータウン鉄道等整備費補助			3,600
交通施設バリアフリー化設備費補助			3,500
＜エネルギー供給面の二酸化炭素削減対策の推進＞			
新エネルギー対策		141,778	
例) RPS法の認定に基づく事業計画への支援			48,255
燃料電池の安全技術の確立、関連機器の開発			6,353
燃料転換等		9,693	
例) 天然ガスへの燃料転換のための補助			3,850
原子力の推進		255,680	
例) 原子力開発利用の推進			131,500
電源立地対策費			121,200
(2) 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出抑制対策の推進		206,623	
例) 廃棄物処理施設整備費			131,500
(3) 代替フロン等3ガスの排出抑制対策の推進		345	
例) 省エネフロン代替物質合成技術開発			180
(4) 革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化		37,458	
例) 地球新生コンソーシアムエネルギー研究開発			6,000
地球温暖化防止新技術プログラム			6,000
(5) 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進		13,788	
例) 普及啓発			5,900
(6) 温室効果ガス吸収源対策の推進			
森林・林業対策の推進		385,145	
例) 森林環境保全			102,400
都市緑化等の推進		※	
(7) 京都メカニズムの活用		4,999	
例) CDM/JI事業者への支援			1,999
京都メカニズム活用のための基盤整備			1,650
(8) その他		210	
例) 環境教育の推進			100
2. 定量的な評価・見直しの仕組み		13	
例) 諸外国での温暖化対策に関する調査			7
3. 温室効果ガス排出量の算定のための国内制度の整備		505	
例) 森林による吸収量算定手法の開発			502
4. 観測・監視体制の強化及び調査研究の推進		13,363	
例) 南極観測事業			5,680
気候変動予測プロジェクトの推進			4,127
5. 地球温暖化対策の国際的連携の確保		10,419	
例) 省エネ・代替系技術の国際普及			8,550
エネルギー需要見直し作成			
合計		1,258,584	

※関係する予算額のうち「都市緑化等の推進」に該当する内数を切り離せないため不計上。

エ ネ ル ギ ー 関 係 諸 税 の 概 要 (平成16年度予算・地方財政計画額)

税 目		課 税 対 象 ・ 税 率	税 収 の 使 途	税 収
国 税	揮 発 油 税 (昭和24年創設)	揮発油：48,600円/kl ・ 適用期限：20年3月31日 (本則税率：24,300円/kl)	国の道路財源	億円 28,362
	地 方 道 路 税 (昭和30年創設)	揮発油：5,200円/kl ・ 適用期限：20年3月31日 (本則税率：4,400円/kl)	地方の道路財源	3,035
	石 油 ガ ス 税 (昭和41年創設)	自動車用石油ガス：17円50銭/kg	国及び地方の道路財源	280 (地方分 140)
	航 空 機 燃 料 税 (昭和47年創設)	航空機燃料：26,000円/kl	空港整備財源及び地方空港対策費	1,064 (地方分 164)
	石 油 石 炭 税 (昭和53年創設)	(現行) 17.4～ 19.4～ ・ 原油、石油製品 1klにつき 2,040円 → ・ 天然ガス 1tにつき 840円→960円→1,080円 ・ 石油ガス等 1tにつき 800円→940円→1,080円 ・ 石炭 1tにつき 230円→460円→700円	石油及びエネルギー需給構造高度化対策財源 (新エネルギー対策等環境対策)	4,770 (※1,771)
	電 源 開 発 促 進 税 (昭和49年創設)	一般電気事業者の販売電気：キロワット時につき (現行) 17.4～ 19.4～ 425円→400円→375円	電源立地対策及び電源利用対策財源 (原子力の推進等環境対策)	3,593 (※3,170)
地 方 税	軽 油 引 取 税 (昭和31年創設)	軽油の引取り：32,100円/kl ・ 適用期限：20年3月31日 (本則税率：15,000円/kl)	都道府県及び指定市の道路財源	10,750

※ 地球温暖化対策推進大綱関連予算計上分

ヨーロッパ諸国における地球温暖化問題に対する税制面での措置の概要（未定稿）

	フィンランド	ノルウェー	スウェーデン	デンマーク	オランダ		イギリス		ドイツ		イタリア
○税 目	炭素税	炭素税	炭素税	炭素税	一般燃料税	燃料規制税	炭化水素油税	気候変動税	鉱油税	電気税	物品税
○施行時期	1990年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1991年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1991年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1992年導入 (既存のエネルギー税に 上乘せ)	1992年導入 (税率引上げ)	1996年導入 (追加課税)	1993～99年 (税率の大幅 な引上げ)	2001年導入 (課税対象の 拡大)	1999年 (2003年まで 段階的に税 率引上げ)	1999年導入 (課税対象の 拡大・段階 的に税率引 上げ)	1999年 (2005年まで 段階的に税 率引上げ)
○主な課税物件											
ガソリン	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—	○
灯油	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○
軽油	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○
重油	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	○
石炭	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—	○
LPガス	—	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○
天然ガス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
電力	—	—	—	○	—	○	—	○	—	○	—
○課税対象とさ れる主な用途	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業・家庭用	交通・事業・ 家庭用	事業用のみ	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用	交通・事業・ 家庭用
○課税段階 (納税義務者)	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	製造・輸入 (電力は供給)	製造・輸入	供 給	製造・輸入	供 給	製造・輸入
○課税主体	国										
○税収用途	一 般 財 源										

（備考）2003年現在。各国資料等により作成。

（注） — に区分されている場合であっても、既存のエネルギー税等が課されている場合がある。